

史跡松坂城跡整備基本計画書 平成28年3月策定【概要版】

1. 整備基本計画の枠組み

≫計画書第1章P1～3参照

(1) 目的

松坂城跡を史跡としての価値を維持しつつ、今後も適切に保存して次世代に貴重な歴史遺産として継承する。

(2) 想定期間

平成26年度(国庫補助事業開始)から平成35年度の10年間 ※平成36年度以降は中長期計画として位置づける。

(3) 計画の対象範囲

- ①松坂城跡の国指定範囲
- ②ネットワーク計画等においては、史跡松坂城跡の周辺も計画に取り込む。

2. 整備目標と整備基本方針

≫計画書第5章P61～64参照

(1) 史跡松坂城跡の将来像

史跡松坂城跡は、松阪市はもとよりわが国を代表する貴重な歴史的文化遺産であることから、文化財としての価値の保存と顕在化の場であり、また優れた歴史的文化的環境を有した学習空間、公園空間、観光レクリエーション空間としての機能を有した、松阪市の物理的・精神的シンボル(モニュメント)である。

(2) 整備目標

- ①松阪市のシンボルづくり～松阪市民の心のふるさととしてのシンボルづくり～
- ②松阪市の歴史を継承し、かつ体感できる場づくり～歴史的文化遺産の価値を活かした整備～
- ③人々に親しまれ、多様な機能を供与する場づくり～都市における多機能整備～

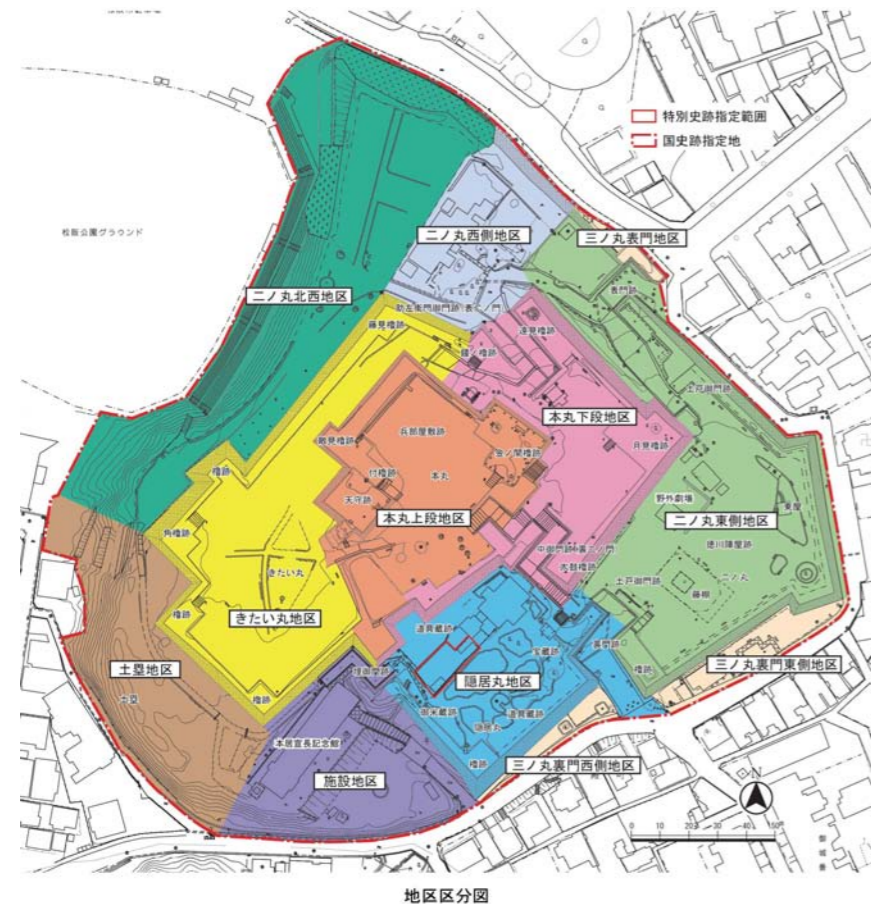
(3) 整備基本方針

- ①松阪市の歴史文化遺産としてのシンボル性の強調
- ②文化財としての恒久的保存及び価値の顕在化と活用
- ③都市公園・観光拠点としての機能の保持
- ④地域住民・市民の史跡保存の意識の確保と市民との協働



3. 整備計画

≫計画書第4章P57・第5章P67～68参照



区分	主な整備計画				
全地区共通	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣、石段等の地上遺構はもとより、地下遺構についても発掘調査等の成果を踏まえ保存 ・石垣等に悪影響を及ぼす樹木は伐採 ・周辺への眺望確保や石垣景観に対する支障木は伐採し、繁茂する樹木には間伐・整枝・切り下げ剪定を実施 ・雨水による表土の流出防止のため、景観に考慮した工法により表土を保護 ・破損またはその危険性のある石垣は各種調査成果を踏まえ保存修理を計画的に実施 ・城跡としての歴史的文化的環境を保全もしくは再生するため松坂城に関連しない諸施設を撤去 ・来訪者の安全性や快適性の確保のため、園路の舗装整備やベンチ・案内板・説明板・道標等の更新や設置 				
区分	細区分	主な整備計画	区分	細区分	主な整備計画
本丸跡地区	本丸上段地区	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の中核として、文化財に軸足を置いた整備 ・発掘調査等に基づく遺構の復元や表示、看板設置 	二ノ丸跡地区	二ノ丸東側地区	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査等による遺構解明と地下遺構の適正保存 ・公園の機能の保持
	本丸下段地区	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸上段地区と一体的な整備 ・発掘調査等に基づく遺構の復元や表示、看板設置 		二ノ丸西側地区	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査等による遺構解明と地下遺構の適正保存
きたい丸地区	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸跡地区に準じた、文化財に軸足を置いた整備 ・発掘調査等に基づく遺構の復元や表示、看板設置 	二ノ丸北西地区		<ul style="list-style-type: none"> ・後世の改変箇所を発掘調査等の成果により復旧 ・歴史的文化的環境の保全を目的とした景観整備 	
三ノ丸地区	施設地区	<ul style="list-style-type: none"> ・後世の改変地形は発掘調査等の結果を踏まえ復旧 ・史跡指定地にふさわしい歴史的文化的環境を維持 		隠居丸地区	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査等による遺構解明と地下遺構の適正保存
	三ノ丸表門地区、三ノ丸裏門東側地区、三ノ丸裏門西側地区	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定地にふさわしい歴史的文化的環境を維持 		土塁地区	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査等による遺構解明と地下遺構の適正保存 ・後世の改変箇所を発掘調査等の成果により復旧 ・遺構の保護を前提として樹木の伐採

4. 松坂城に直接関連しない施設の方向性

≫計画書第5章P70～72参照

松坂城跡に直接関連しない施設を以下のように分類して取り扱う。

- ①松坂城跡に建てられた経緯等を考慮し、しばらくは現状を保全し、必要に応じて移築や修理、補強を行う施設
- ②市民の理解を得た上で、将来的には史跡指定地外へ移築もしくは撤去する施設
- ③活用上必要であるため、遺構の保存を前提に、配置やデザインを考慮して設置・更新する施設
- ④移設もしくは撤去する施設



5. 事業(年次)計画

≫計画書第5章P69・第6章P77参照

当面(短期/H26～H35年度)

主に石垣修理に重点を置く
樹木の伐採や植生管理、及び簡易な環境整備
後半から園路や排水施設、便益施設などの環境整備開始

中期・長期(H36年度以降)

石垣修理の継続
植生管理や売店・詰所等の移設
遺構の復元表示や遺構表示施設の設置

条件が整った上で、十分な検討が必要な整備

石造品等の松坂城に関連しない諸施設を条件が整い次第順次移設・撤去
建造物の復元整備は、十分な根拠が揃った場合のみ中・長期で実施

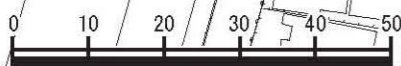
整備計画平面図(当面～中期)

- ・城内道・園路修復(必要箇所)
- ・伐木・整枝(必要箇所)
- ・サイン類の改修・撤去・新設等
- ・休養施設・便益施設等の移設・撤去
- ・安全管理施設の改修等

松阪公園グラウンド

松阪公園プール

殿町中学校



	石垣・石段
	建物跡等遺構表示等施設
	遺構露出展示施設
	遺構復元施設
	文化財建造物
	その他建物・工作物
	石垣天端平坦地
	広場
	園路
	草地・植栽地
	土塁
	樹木



松阪公民館

障子

(駐)

殿町

(駐)

御城